

入札監理小委員会における審議の結果報告

独立行政法人環境再生保全機構 公害健康被害補償業務の 徴収業務

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）の公害健康被害補償業務の徴収業務について、民間競争入札を実施するものとし、平成 21 年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針別表に定められている。

これに基づいて機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象事業の範囲等（実施要項 5 頁）

【論点】

入札参加者確保の点から、入札の単位を「全国 1 単位」とすることは妥当か。

【対応】

入札単位について、①実施された意見募集において、特に意見は寄せられなかったこと、②事務局において実施した民間事業者ヒアリングの結果等から、「全国 1 単位」という入札単位を変更する必要はないものと判断した。

2. サービスの質

- （１）全国各地での納付義務者に対する説明会の開催（実施要項 2 頁、3 頁）

【論点】

「全国各地での納付義務者に対する説明会（都道府県ごとに少なくとも 1 回）の開催」をサービスの質として設定することは妥当か。

【対応】

①サービスの質は、アウトプットとして委託者が最低限求める事項を設定するものであり、従来、全国各地で納付義務者に対する説明会を開催していたのは、納付義務者に対し適切に公害健康被害補償制度についての情報の提供を行うことが目的であったところ、説明会の開催がその目的達成の唯一の手段ではなく、むしろ手段について入札参加者の創意工夫を期待すべきと考えられたこと、②各都道府県に拠点を有する事業者以外の応札が困難になること等から、全国各地（都道府県ごとに少なくとも1回）での納付義務者に対する説明会の開催は要件とせず、サービスの質として設定しないこととした。

（2）必要かつ十分な数の相談窓口の設置（実施要項2頁、3頁）

【論点】

納付義務者からの面談による相談や電話による問い合わせ等に対応するために設置する相談窓口について、「必要かつ十分な数の相談窓口の設置」をサービスの質として設定すべきか。

【対応】

①サービスの質は、アウトプットとして委託者が最低限求める事項を設定するものであり、納付義務者に対して適切な指導・助言を行うことが相談窓口設置の目的であったところ、民間事業者に期待するのは「設置された数」の多さではなく、（数に関わらず）適切な指導・助言を行うということであること、②全国各地に拠点を有する事業者以外の応札が困難になること等から、サービスの質として、単に数に着目している「必要かつ十分な数の相談窓口の設置」は設定しないこととした。

3．委託費の支払い等（実施要項4頁）

【論点】

委託費の減額の方法は適切か。減額される額が大きすぎるのではないか。

【対応】

機構の当初案では、「申告書の提出率が96%未満の場合には、96%

と実績値（％）の差（小数点以下は切り上げ）を２倍し、委託費に当該％を乗じた額を減額する」という仕組みとしていたが、減額の額が大きすぎ、入札参加者確保の点から妥当でないと考えられたため、「申告書の提出率が９６％未満の場合には、９６％と実績値（％）の差（小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁までとする）を２倍し、委託費に当該％を乗じた額を減額する」と修正するとともに、減額の額の最大値は、「委託費（年額）の１０％の金額」とすることとした。

（例）減額の金額の算出例（委託費を約２億円とした場合）

提出率の例	95.9%の場合	93.8%の場合
機構の当初案	約４００万円 ＝委託費（約２億円）×（96％－95.9％を小数点以下切り上げ）×２ ＝約２億円×１％（←小数点以下切り上げの結果）×２	約１２００万円 ＝委託費（約２億円）×（96％－93.8％を小数点以下切り上げ）×２ ＝約２億円×３％（←小数点以下切り上げの結果）×２
修正後	約４０万円 ＝委託費（約２億円）×（96％－95.9％）×２ ＝約２億円×０.１％（←小数点以下１桁までで確定）×２	約８８０万円 ＝委託費（約２億円）×（96％－93.8％）×２ ＝約２億円×２.２％（←小数点以下１桁までで確定）×２

３．落札者の決定

（１）評価委員会の設置（実施要項６頁）

【論点】

落札者の決定に関し、機構のみで評価を行うのではなく、外部の有識者等により構成される「評価委員会」を設置して評価を行うべきか。

【対応】

当初の機構案では、評価委員会を設置することとはされていなかったが、①本件業務は、長年、随意契約で特定の者に対し委託がなされていたこと（長年同一の業務が同一の事業者によって行われていたこと）、②意見募集にて、審査の公平性の観点から、審査者を外部の第三者に実施させてほしい旨の意見が寄せられたことから、外部の有識者等を含めた委員により構成される評価委員会を設置することが妥当と判断した。

(2) 加点項目審査における評価項目、配点基準（実施要項 7 頁～9 頁）

【論点】

加点項目審査における評価項目、配点基準は適切に設定されているか。

【対応】

機構の当初案では、評価項目として設定すべきでない項目（民間事業者の創意工夫が発揮されるとは考えられない項目）が設定されるとともに、評価項目を通じて民間事業者に対して何を求めるのかが不足・不明確であった。

そのため、評価項目の内容について追加・明確化するとともに、配点基準についても明確化した。

4. 契約解除（実施要項 12 頁）

【論点】

契約解除の要件が不明確ではないか。

【対応】

機構の当初案においては、契約の解除が可能な場合の一例として、「申告書の提出率が 96%未満（要求水準未達）であったことにより、機構がその改善のために講じることとなる業務量が著しく増大した場合」が規定されていたが、「改善」、「著しく」等では契約解除の要件としては明確性を欠くため、契約の解除が可能となる場合についての具体的な件数を設定し（未申告事業所の件数が 450 件を超えた場合に、解除可能とした）、「改善」、「著しく」等の文言を削除するとともに、当該解除が、公共サービス改革法に定める解除（法定解除）に該当することを明確化した。

以 上